

令和6年第4回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和6年1月31日(水)			午前10時00分から 午前10時55分まで
出席者	委員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員		
	事務局	石田局長、増田次長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	報告4-1	公職選挙法等改正要望事項の調査・研究結果の報告について		了承
委員長	これから令和6年第4回の定例会を開会いたします。			
	<公職選挙法等改正要望事項の調査・研究結果の報告について>			
委員長	報告事項4-1について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>報告4-1をご覧ください。</p> <p>令和5年度公職選挙法等改正要望事項の調査・研究結果の報告となります。</p> <p>公職選挙法等の改正については、総務省に対し、全国選挙管理委員会連合会を通じて、必要に応じて要望を行っております。</p> <p>要望を行うためには、まず各区選挙管理委員会からの意見を、特別区選挙管理委員会連合会で検討し、その後特別区選挙管理委員会連合会と市部の意見を全国選挙管理委員会連合会東京支部で検討し、最終的に全国選挙管理委員会連合会で法改正要望として取り扱うかを決定しています。今回の結果報告は、始めの特別区選挙管理委員会連合会で検討したものとなります。</p> <p>今年度は、杉並区から4件と豊島区から1件の合計5件の改正要望が提出されました。これについて、特別区の局長会から、主任書記会という特別区の係長会へ調査・検討依頼を行いました。1月12日に主任書記会から検討結果の報告が局長会にあり、同日局長会で承認され、後日、全国選挙管理委員会連合会東京支部に検討の結果を送付しました。お手元の資料1から5がその検討結果となります。</p> <p>1から4が杉並区から、5が豊島区からの要望内容となります。</p> <p>1の「手話通訳者及び要約筆記者を「選挙運動に従事する者」ではなく「労務者」への見直しについて」は、手話通訳者や要約筆記者を労務者としてみ直す改正が必要であるという内容です。通訳業務は労務を提供しているだけに過ぎないため、現行の選挙運動員としての取り扱いではなく、労務者として取り扱うよう要望しております。要望理由は、近年多くの自治体で手話言語条例が成立しており、現在の公職選挙法では手話通訳者も要約筆記者も選挙人に直接投票を呼び掛ける者であるため選挙運動員として取り扱われていますが、実際には演説者の演説内容を手話等に置き換えているだけであり、手話通訳者等が特段の付加を加えているものではないというものです。また、手話通訳者等が特定の候補者の運動員として取り扱われることを危惧して、実際の依頼を断るこ</p>			

とも想定されるため、その様なことで聴覚障害者の知る権利が阻害されないようにするための法改正を要望しました。しかし、結論として要望はしないということになりました。要望しない理由につきましては、手話通訳者等と労務者の報酬額を区別していること、本件業務は専門性と高い技術が必要であり単純労務には該当しないことや選挙人に直接働きかけることに変わりはないということ等です。

続いて2の「手話通訳者及び要約筆記者を公費負担の対象とすることについて」は、手話通訳者及び要約筆記者に係る費用について公費負担の対象とすることで、誰もが手話通訳等を依頼しやすくするために提案したのですが、選挙運動員は候補者が確保するものであり、国内に手話通訳士や手話通訳者が充足されていないことから、頼めた方と頼めなかった方が発生することが想定される状況であるため、選挙公営には馴染まないという結論となっております。

続いて3の「街頭演説の場における手話や文字情報の投影等について」は、街頭演説の場での手話通訳の映像や文字情報等の投影を可能にすることを求めた内容となります。要望理由は、街頭演説の場において聴覚障害者は演説者の口元を見て演説内容を読み取っていますが、遮蔽物や距離等により、口元が見えづらく、演説内容が理解しにくいことがあるそうです。そこで、スクリーンに投影すること等により、それを見て判読してもらえれば知る権利が確保できるという趣旨で提案したものです。しかし、これにつきましても、スクリーン等を認めることで機材等の使用により選挙費用の増大につながる可能性があることや、演説者側の配慮や工夫によって法改正を行わずに対応が可能であることを理由に要望はしないという結論となっております。

続いて4の「手話通訳者等を要する際の拡声機の取扱いについて」は、街頭演説会場において、会場で認められている拡声機の一そろいの他に、手話通訳者等専用の拡声機の使用を認めるよう求めたのですが、これについては、公職選挙法の逐条解説に「拡声機一そろいとは、1個のマイクロフォンに対して複数のスピーカーが設置されているような場合も、この一そろいに該当する。」と記載されていますので、複数あるスピーカーの一つを手話通訳者等の専用として使用すれば、法改正を行う必要はないということで、要望はしないという結論となっております。

最後に5の「告示日から選挙期日までの日数及び期日前投票期間の変更について」は、告示日から選挙日までの日数について、現在の公職選挙法では区市の選挙においては、少なくとも7日前までに選挙期日の告示をすることになっているのですが、これを2日前倒して告示することを要望するものです。要望理由は、告示日から選挙期日までの期間は7日で、その間で、届出日に選挙公報を受領し期日の2日前までに配布することは、期間が非常にタイトであることから、告示日を前倒したうえで期日前投票の開始を少なくとも告示日の翌日又は翌々日と変更することによって2日前までの期間に余裕をもたせて、作業に余裕を持てるようにしたいという内容となっております。

これについては、これまでも非常にタイトなスケジュールの中で各区市の選挙管理委員会が努力してきているところであり、主旨は非常に理解できるのですが、この内容は選挙人にはあまり関係のないことであって、実務レベルでの改善などまだできる部分があるのではないかとということで要望はしないという結論となっております。

杉並区からの手話通訳等に関する改正要望案4点と、豊島区からの選挙期間に関する改正要望案1点については、まだ実務レベルで検討する部分があるということで、今回改正要望として提出することは見合わせるとの報告となっております。

	<p>ります。</p> <p>先程ご説明しましたが、局長会では以上の報告を受け、1月12日に報告が承認され、全国選挙管理委員会連合会東京支部に検討の結果について報告したことを確認しております。</p> <p>以上、報告事項4-1の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p>
委員長 職務代理	<p>この資料では見えてこない部分について確認させてください。</p> <p>これは令和5年度に杉並区選挙管理委員会が4件の要望を集約して提出した結果、特別区選挙管理委員会連合会で要望しないという結論になったということだと思うのですが、ここまではあっていますか。</p>
局長	<p>要望が検討される流れとしては、まず令和5年度に事務レベルの作業を行い、特別区選挙管理委員会連合会から全国選挙管理委員会連合会東京支部、全国選挙管理委員会連合会東京支部から全国選挙管理委員会連合会へとあがっていき、令和6年度の全国選挙管理委員会連合会の総会で決を取り総務省へ要望していく流れとなります。今回の報告は、特別区選挙管理委員会連合会から全国選挙管理委員会連合会東京支部に要望はしないという検討結果を報告するものです。</p>
委員長 職務代理	<p>要するに、令和6年度の要望の準備であり、今回はこの時点で要望しないという結論が出されたということですね。</p> <p>要望に関してはホームページ等で募集したのでしょうか。今回の要望は手話関係で統一されているので、4件の要望は同じ団体からのものなのでしょうか。</p>
局長	<p>今回は、聴覚障害者関係の団体のみから要望が寄せられ、我々事務局と話し合いの中で、要望の趣旨を叶えるためには、どの条文等の改正が必要なのか要望内容を整理し、全国選挙管理委員会連合会東京支部からの改正要望事項調査に提出したものです。</p>
委員長 職務代理	<p>聴覚障害者関係団体以外の団体からは要望が来ていなかったということで、聴覚障害者関係団体と話し合いを進める中で要望事項を整理して事務局から提出したという理解でよろしいでしょうか。</p>
局長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
小井委員	<p>事務局は、要望事項を提出する前に選挙管理委員会に諮り、提出することの決定を受けて提出しております。</p>
委員長 職務代理	<p>令和5年3月に杉並区手話言語条例が制定されているので、このタイミングで聴覚障害者関係団体から相談があり、選挙管理委員会が相談の内容を取りまとめた経緯について理解しました。</p> <p>今回、要望事項を提出しているのは、杉並区と豊島区の2区ですが、その他21区からは、意見が無かったのでしょうか。</p>
局長	<p>令和5年度に要望事項を提出したのは2区のみです。都内には市部もありますので、市部から改正要望案があがってくる可能性があります。</p>
与島委員	<p>委員長職務代理の質問と一緒になのですが、私からは今後のお願いです。</p> <p>今回は、質疑の中で経緯が見えてきたのですが、頭に1枚、日々の処理の流れと言いますか、どういう団体から要望があり、どのように事務局で整理し、杉並区選挙管理委員会に諮り、上部団体へ要望し、その中で検討した結果が以下の資料であるというようなものがあると助かります。</p> <p>今回の資料だけでは、誰がどの段階で要望しないと決めたのかが分かりにくかったので、お手数をおかけしますが、一度その様な一連の流れが分かる形のものを作っていただくと、今後、選挙管理委員が交代しても伝わりやすくな</p>

	<p>ると思います。</p>
委員長 職務代理	<p>どこで判断したかの情報はほしいですね。どこでの結果なのか、区の判断なのかが分かるようにお願いします。</p>
小井委員	<p>特別区選挙管理委員会連合会の判断なのか、全国選挙管理委員会連合会東京支部の判断なのか分かりやすく記載していただければと思います。</p> <p>昨年の選挙管理委員会に今回の要望事項が提案された際、改正要望に繋がるかもしれないと感じる案件や採用されることは厳しいけれども一石を投じることが大切だと感じて賛成した案件もありました。</p> <p>今回、要望しないと結論付けられてしまうと、次に要望しづらくなってしまいうのでしょうか。</p> <p>また、今回の聴覚障害者関係団体から区に寄せられたご意見は、同種の内容が別の聴覚障害者関係団体より東京都選挙管理委員会にも直接提出されていると伺っていましたが、都の対応状況について現状を把握されているのであれば教えていただけますか。</p>
局長	<p>我々の所に来た団体のおそらく上位団体が都にも働きかけている情報は聞いておりますが、その動きに関しての情報は把握しておりません。</p> <p>手話通訳者等を公費負担の対象とすることについては、一定レベル以上の技術を担保する必要があるため、資格要件が求められるところですが、立候補者に対して、有資格者がそれ程多くない現状では、立候補者間における不平等が想定されるという意見もあり、いま法改正をしても効果が薄いであろうという結論となりました。ただし、今回は時期尚早ということになったわけですが、何年か経て、時代に応じて再度の要望をすることは可能だと思います。特別区選挙管理委員会連合会では、まだ検討の余地があるということで提案を見送ったわけですが、公職選挙法等改正要望事項の調査は全国単位で行っておりますので、東京都で提案しなくても、東京都以外から類似の要望が出されたケースは過去にもございます。最終的には全国で検討して、要望するかしないかが決定されます。ですので、東京都で要望されなくても同様の内容が他からあがってくる可能性があります。</p>
委員長	<p>杉並区の4件の要望が、特別区選挙管理委員会連合会により要望しないという結論になったことは、区に要望した聴覚障害者関係団体に対して説明はするのですか。</p>
局長	<p>聴覚障害者関係団体とは、今後も色々と意見交換を行う場がありますので、その際に、改正要望の提案をしましたが、特別区選挙管理委員会連合会により要望しないという結論になったことは、機会を捉えて説明したいと思います。</p>
委員長	<p>そもそも聴覚障害者関係団体に、改正要望を提出することは伝えているのですか。</p>
局長	<p>改正要望事項として提出する旨を伝えてあります。</p>
委員長	<p>それであれば、しっかりと経過を説明しなければなりませんね。</p>
与島委員	<p>今回の要望においての趣旨は決して悪い内容では無いので、聴覚障害者関係団体に対しては、今回このような結論に至った経緯をしっかりと説明し、今後の可能性を探りながら、どこかで実現できるように調査・検討を今後も話し合いの場の中で探っていけたらいいなと思います。</p>
小井委員	<p>3の「街頭演説の場における手話や文字情報の投影等について」の結論には、「反対意見にあるように」と記載されておりますが、どのような反対意見があったのかを教えてください。</p>

局長	賛否の意見についてですが、まず肯定的な意見は、障害者に対する情報保障の観点から賛同する、障害者に限らず候補者の政策を伝えるツールとして新たに認めるという意味で賛成する、誰もが等しく情報を入手できる環境整備が必要である、などの意見がありました。次に否定的な意見は、候補者が手話や文字以外の情報を映し出すことが懸念される、候補者の費用負担が増大し資金力のある候補者に有利になりかねない、手話通訳者用に高い台を用意することや街頭演説会場の前方に聴覚障害者専用のスペースを設ける等の工夫をすれば足りる、などの意見がありました。
小井委員	現時点で手話通訳者を付けるような候補者は、手話通訳者に高い所に立ってもらったり、「手話通訳をやっておりますので前方をご覧ください」などと支援者による声掛け等、既に様々な配慮を行っております。そのうえで、聴覚障害者の方々から、もっと情報格差を埋めて欲しいというのが今回の要望であると思うのですが、そのあたりを今後よく聞き取っていただければと思います。
局長	かしこまりました。
委員長	それでは、報告4-1についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<その他>
委員長	本日の予定されている報告事項は終了しましたが、その他にございますか。
局長	以前、委員長からお話がありました、江東区の関係での有料広告についてと、長崎県知事の告発に関して増田次長から説明します。
次長	<p>それでは、まずインターネット等を利用する有料広告の禁止について、ご説明します。</p> <p>お手元に、公職選挙法第142条の6の逐条解説の写しをお配りしました。</p> <p>インターネット等ウェブサイトや電子メール等が低廉なコストで広範囲に情報を提供できる媒体であり「カネのかからない選挙」を実現する一つ的手段として、平成25年の法改正により、それらを利用した選挙運動が解禁されました。一方、有料での広告掲載まで認めてしまうと「カネのかかる選挙」につながるおそれがあることから、インターネット等による選挙運動が解禁された際に本条が新設されております。あくまでも有料のものが禁止されております。</p> <p>次に、第2項では紙媒体と同様に禁止を免れる行為として、有料でインターネット等の利用が禁止されています。</p> <p>第3項では、氏名や氏名類推事項が掲載されていなかったとしても、その広告をクリックすることで、移行した先が選挙運動用のページであるような有料広告が規制されております。</p> <p>最後に第4項では、例外規定が定められており、例外となる団体は記載のとおりです。</p> <p>次に、前江東区長のケースに照らすと、第4項に例外として規定された確認団体以外が広告主になっており、広告バナーを介さずに、動画サイトの映像にご自身が出演し、氏名を表示し投票を呼び掛けたと報道されております。記事を読む限りでは、第1項に抵触し、前述のとおり例外として認められた確認団体の広告でもないため、本条文に違反する疑いが強い状況です。</p>
委員長 職務代理	今回の内容が、もし無料であった場合は問題なかったのでしょうか。

次 長	無料であれば合法となります。
委員長 職務代理	無料であれば、氏名や投票依頼の表示や呼びかけも全てよかったということですか
次 長	18歳以上の何人でも、インターネット等を活用した選挙運動は可能です。
与島委員	見る意思もない内容が強制的に画面に流れ込んでくるものは、基本的に広告主が広告料を支払っているからですよね。無料でそのようなものがあるイメージが付きません。
小井委員	今回はYouTubeを検索している間に流れていたのですか。
次 長	私が聞く範囲では、動画の途中でCMとして流れたそうです。最初の5秒程度視聴すればスキップすることもできたとも聞いております。
委員長	ありがとうございました。 次に、長崎県知事の告発の件をお願いします。
次 長	では、続きまして長崎県知事の件ですが、報道ベースになりますが、令和4年2月に実施された長崎県知事選挙の際に、選挙コンサルタント会社に対して、選挙後に電話料として約400万円を支払ったことに対して、事後買収などの疑いで、出納責任者とコンサルタント会社の社長が告発されたというものでした。 また、前述の江東区長の件を引き合いにし、大石県知事本人が知らなかったとは考えにくいとし、大石県知事も追加告発されたと報道がされております。 この件については、今後捜査が行われ、再度報道されることと思われま
委員長	ありがとうございました。 その他はございますか。
局 長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回の第5回の定例会は、2月7日の水曜日に行います。内容は、令和6年度当初予算（内示額）についての報告等が予定されております。 (議題書に沿って、2月7日以降の日程を確認。)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。